

秋田県立博物館空冷チラー保守点検業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 空冷チラー保守点検業務
- 2 業務場所 秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
- 3 履行期間 契約日から令和8年11月30日
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「共通仕様書」という）による。

II 業務範囲

- 1 業務対象設備仕様
空冷チラー（CA-P1500C） 1台
- 2 点検項目 別紙「点検項目一覧」による
- 3 点検回数 年3回
不定期の故障についても、速やかに対応すること。
故障時の修理においては、別途契約とする。
- 4 点検周期 シーズンイン点検 5月頃
オン点検 8月頃
オフ点検 11月頃

III 報告

受託者は、点検実施後は速やかに点検報告書を提出するものとする。また、全ての業務が完了したときは、委託業務完了届を提出するものとする。

IV その他

【消耗品・修理品】

- 1 消耗品以外の部品については、委託者が負担する。ただし、保守上の不備等、受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
- 2 消耗品・修理品は製造者指定品の未使用純正部品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。

【事故等の措置】

- 1 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。

【点検技術者】

- 1 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため有資格者が行うこと。

【協議】

- 1 この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。